

サイバーセキュリティ パートナーシップだより



令和7年3月1日からIHCでは

犯罪実行者募集情報を

いわゆる闇バイト投稿

「違法情報」

として通報を受け付けます。

※ IHC：インターネット・ホットラインセンター（Internet Hotline Center）

IHCの運用ガイドラインを改定しました！

！ 次のような投稿は、**違法情報（職業安定法違反等）**として、
IHCへの通報対象となります。

犯罪実行者募集情報

▶ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる
目的での労働者の募集

「闇バイト」「ホワイト案件」「叩き」「受け子」
「出し子」「運びの仕事」等の犯罪の実行者の
募集を示唆する表現が記載された投稿

▶ 虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような労働者
募集の表示

募集者の氏名（名称）、住所、連絡先、
業務内容、就業場所、賃金について記載の
ない求人の投稿



！ 今回の改定では、次の情報も違法情報として新たに通報対象に追加されました。

- 無登録貸金業者による広告（いわゆる「ヤミ金」の広告）
- 拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、
あおり、又は唆す行為



インターネット・
ホットラインセンター
INTERNET HOTLINE CENTER JAPAN

<https://www.internethotline.jp>



警察庁
National Police Agency



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare